

第 1 部 総論

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針を定めるものです。

社会生活において、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来のライフスタイルを見直すことにより、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制すること、次に、廃棄物となったものについては、不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再利用、再生使用等の循環的利用を推進することが求められています。

平成27（西暦2015）年9月には、国連サミットにて持続可能な社会の実現を目指すため、世界共通の17の目標から構成される「SDGs（Sustainable Development Goals）：持続可能な開発目標」が採択され、目標12の「つくる責任、つかう責任」では、廃棄物の削減や、限られた資源の有効活用、再生利用の推進について触れられており、持続可能な生産消費形態の確保を目指すことが目標とされ、廃棄物分野における取組の推進が求められています。特に、海洋ごみ・海洋汚染の大幅な削減や食品ロス・食品廃棄物の削減等については、日本等の先進国が率先して取り組むことが謳われています。（図1-1参照）

陸上から海洋へ流出しているプラスチックごみを要因とする海洋汚染の問題や、諸外国の廃棄物輸入規制強化への対応等を契機として、近年、国際的にもプラスチック資源循環への注目が集まっており、国内においては「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という）の施行が、令和4（西暦2022）年4月に予定されている等、資源循環促進の重要性は一層高まっております。プラスチック資源循環の促進に向けて、単に“捨てる量を減らそう”ではなく、“捨てることを前提としない経済活動をしよう”と、3R+Renewable（リニューアブル）の取組の推進が求められています。

食品廃棄物に関しては、食べ残しや消費期限切れ等による本来食べられるものが捨てられてしまう食品ロスの大量発生が問題となっており、令和元（西暦2019）年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、食品廃棄物削減の推進が図られています。

また、令和2（西暦2020）年10月には、“令和32（西暦2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする”カーボンニュートラルを目指すことが宣言され、脱炭素社会の実現に向けた取組も求められています。

伊豆の国市（以下「本市」という）では、平成19年度を初年度に15年間を計画期間とした「伊豆の国市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、随時見直しを図りながら、廃棄物の減量を進めるとともに、24品目に細分化した分別回収など再生利用にも努めてきました。しかしながら、近年のごみの排出状況は、人口の減少に伴いごみ量は減少しているものの、1人1日あたりのごみ排出量で見ると減量は進んでおらず、ごみの資源化についても伸び悩んでいる状況にあります。また、ごみ処理に関しては、伊豆市と本市との広域でごみ処理を行う新たな焼却施設の整備を進めており、本市の廃棄物処理を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした現状も踏まえながら、国や県の動向はもとより、国際的な取り組みであるSDGsにも注視して、本市におけるごみ処理の現状や課題、これまでの施策の進捗状況や目標の達成状況等を再確認し、持続可能な循環型社会・脱炭素社会の実現に向けて、一般廃棄物の適正処理及び循環的利用を進めるための新たな計画の策定を行いました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

図 1-1 「SDGs（持続可能な開発目標）」17のゴール

第2節 計画の位置づけ

1. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき策定されるものであり、第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされ、図1-2に示すように、廃棄物処理法の上位法である「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、各種リサイクル法などとの整合性を図りながら、本市における一般廃棄物の処理に関する基本方針を示すものです。

また、本計画は、「第2次伊豆の国市総合計画（以下「総合計画」という。）」及び「伊豆の国市環境基本計画」に掲げる基本構想、基本方針について、廃棄物行政の面から推進していく役割を担っています。

平成29年3月に策定した総合計画では、まちづくりの基本方針の1つとして「豊かな自然に抱かれる伊豆の国市」を掲げ、その中の主要施策として「廃棄物の減量・再資源化・適正処理」を位置づけ、省エネルギーや廃棄物の減量・再資源化が進んだ、快適かつ持続可能な社会の実現を目指しています。

また、この総合計画を環境面から推進する「伊豆の国市環境基本計画」では、循環型社会の実現に向けて、ごみの減量と資源化のさらなる推進、最終処分量の削減のための取り組みの展開を課題として挙げており、本計画において、これらの課題に取り組むべく、より具体的な施策、目標等を設定し、本市の一般廃棄物処理の基本方針を定めるものです。

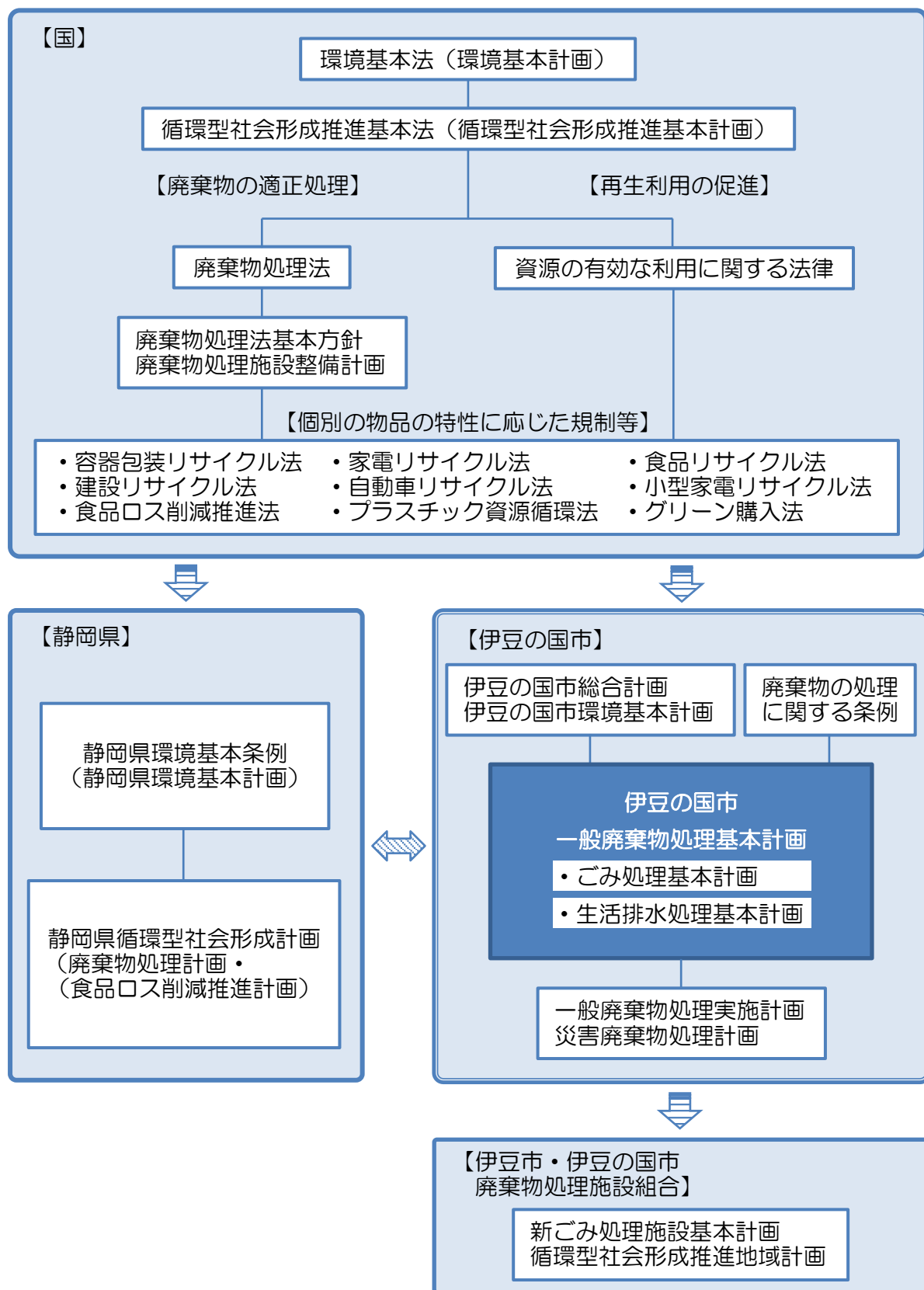


図 1-2 計画の位置づけ

2. 計画対象区域

計画対象区域は、本市全域とします。

なお、本計画は、必要に応じて旧町の区域を地区として整理を行います。具体的な表記方法は、「長岡地区」は合併以前の伊豆長岡町にあたる地区、「韮山地区」は合併以前の韮山町にあたる地区、「大仁地区」は合併以前の大仁町にあたる地区とします。

3. 計画目標年次

本計画は、令和4年度（西暦2022年度）を初年度とする15年間を計画期間とし、令和18年度（西暦2037年度）を計画目標年次とします。

また、概ね5年ごとに計画の改定を行うほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動が生じた場合には、必要に応じて随時見直しを行うこととします。



図 1-3 計画の期間